

<全体版>

神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況

～令和元年度から令和4年度までの実施状況及び令和5年度実施予定～

令和5年6月

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

はじめに

県では、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき策定した、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第3期計画」という。）により、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定め、各種支援等に取り組んでいます。

第3期計画では、年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、第3期計画の中間年度（令和3年度）及び最終年度（令和5年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民や市町村等からご意見をいただいて、進捗状況を点検することとしています。

なお、第3期計画の中間年度における検証・見直しについては、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症に対応する方針等により、見送ることとしました。

第3期計画は、今年度計画期間が終了となります。第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画策定の検討のため、第3期計画の施策・事業の体系に沿って、令和元年度から令和4年度までの施策・事業の実施状況と令和5年度の実施予定を、本冊子に取りまとめました。

本冊子の構成

■ 体系図 P 1～P 2

第3期計画に位置付けられた施策の体系を示しています。
各施策ごとの目次も兼ねています。

■ 犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況 P 3～P 40

施策・事業について、令和元年度から令和4年度までの実施状況と令和5年度の実施予定を記載しています。

体系図

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

具体的施策(1)
総合的支援体制の充実

- ① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実 1 P 3
- ② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化 2 P 3
- ③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 3 P 5
- ④ 緊急支援の推進 4 P 5

具体的施策(2)
地域における支援体制の充実

- ① 市町村の取組支援と連携の推進 5 P 7
- ② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開 6 P 9

具体的施策(3)
支援関係機関の連携強化

- ① 支援関係機関ネットワークの充実 7 P 9
- ② 個別専門的な支援体制との連携 P 9
- ③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携 P15
- ④ 民間支援団体等への活動支援 P15
- ⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等 P17
- ⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等 P17

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

具体的施策(1)
経済的負担の軽減

- ① 生活資金貸付の実施 8 P17
- ② 犯罪被害給付制度の周知等 9 P17
- ③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】 10 P17
- ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】 13 P17
- ⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】 16 P17
- ⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給 P17
- ⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担 P19
- ⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担 P19

具体的施策(2)
法律問題の解決への支援

- ① 弁護士による法律相談の実施 10 P19
- ② 刑事手続等の適切な情報提供 P19

具体的施策(3)
日常生活の支援

- ① 付添支援の実施 11 P19
- ② 生活支援の充実 12 P19
- ③ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施 P21

具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復	①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13	P21
	②精神科の受診の支援	14	P21
	③自助グループの紹介	15	P21
	④犯罪被害者等に対する適切な医療の提供		P23
	⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実		P23
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 【1(3)②の再掲】		P25
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応 【1(3)②再掲】		P27
	⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援		P27
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備		P27

具体的施策(5) 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所（ホテル等）の提供	16	P29
	②住居の確保への支援	17	P29
	③DV被害者等や被虐待児童の一時保護		P29
	④DV被害者の住居の確保への助言		P29

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 県土整備局 教育局 警察本部

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

具体的施策(1) 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	18	P29
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	19	P31
	③県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開	20	P31
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供		P31
	⑤交通事故防止についての普及啓発の推進		P33
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進		P35
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進		P37

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

具体的施策(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	21	P37
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	22	P39
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	23	P39
	④支援ボランティア登録制度の運用	24	P39
	⑤専門性の強化促進		P39

関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部

○24本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。（右側に通し番号 1 ～ 24 を付記）

○重点的取組のうち、8本の充実・強化する取組は、太枠に白文字で表記

（右側に番号 2 3 5 12 17 19 22 23 を付記）

犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携			
(1) 総合的支援体制の充実			
① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実			
	<p>○事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供 ・被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成検討 	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 <p>相談：999件 支援：1,630件</p> <p>法律相談 165件 カウンセリング 607件 付添支援 853件 一時的な住居の提供等 5件 生活資金貸付 0件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成 ・市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）作成開始 	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 <p>相談：875件 支援：1,313件</p> <p>法律相談 159件 カウンセリング 647件 付添支援 502件 一時的な住居の提供等 5件 生活資金貸付 0件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」作成 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」作成
② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化			
	<p>○警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。</p> <p>○平成29年7月の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪となり、被害者が女性に限られなくなったことに対するための相談・支援体制を検討し、女性以外の被害者に対する相談体制の構築等、可能なものから早期に実施します。</p> <p>○SNSを活用した相談体制の構築に向けた検討を開始します。</p> <p>○職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。その中で男性や性的マイノリティーの被害者への理解も深めていきます。</p> <p>○精神科医療との連携を進めます。</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営</p> <p>24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施</p> <p>相談：1,665件 支援：232件</p> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）16時～20時）を開設（R元. 10. 1～） 相談：20件</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に「かならいん」を表示（「かならいん」をタップすると県ホームページにアクセス） ・連携可能な事例等を参考聴取 <p>○職員や相談員への研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・男性や性的マイノリティーの被害者の理解に向けた研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元. 11～）</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営</p> <p>24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施</p> <p>相談：1,512件 支援：128件</p> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）16時～20時）を開設（R元. 10. 1～） 相談：32件</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に、県ホームページにリンクした「かならいん」のアイコンを表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取 <p>○職員や相談員への研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援技術向上のための研修の実施 4回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元. 11～）</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 ・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：955件 支援：1,122件 法律相談 126件 カウンセリング 463件 付添支援 524件 一時的な住居の提供等 9件 生活資金貸付 0件</p> <p>・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」運用 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」運用</p>	<p>○県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 ・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施 相談：866件 支援：1,307件 法律相談 108件 カウンセリング 575件 付添支援 613件 一時的な住居の提供等 10件 生活資金貸付 1件</p> <p>・関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を運用 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」運用 ・「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応—」運用</p>	<p>○「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営 ・被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><相談> ・月～土曜日 9時～17時（祝休日・年末年始を除く） <支援メニュー> ・法律相談 ・カウンセリング ・検察庁、裁判所等への付添い ・一時的な住居の提供等 ・生活資金貸付 等</p> </div>
<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施 相談：2,183件 支援：136件</p> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：17件</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」のメニュー画面に、県ホームページにリンクした「かならいん」のアイコンを表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 24時間365日対応の電話による相談や情報提供、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添い受診、法律相談、カウンセリング等の実施 相談：2,322件 支援：188件</p> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）16時～20時）を開設（R元.10.1～） 相談：23件</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」に、県ホームページにリンクした「かならいん」の案内を表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回</p> <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>	<p>○かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営 被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><相談> ・24時間365日 <支援メニュー> ・面接相談 ・医療機関への付添い受診 ・法律相談 ・カウンセリング 等</p> </div> <p>○「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」（毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）16時～20時）を開設</p> <p>○SNSを活用した相談体制の検討 ・「かながわDV相談LINE」に、県ホームページにリンクした「かならいん」の案内を表示 ・「かならいん」の県ホームページに、性暴力に関するSNS相談「Cure Time（キュアタイム）」（内閣府）にリンクしたアイコンを表示 ・連携可能な事例等を参考聴取</p> <p>○職員や相談員への研修を実施 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施</p> <p>○精神科に係る医療費等公費支給制度を開始（R元.11～）</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。</p> <p>○研修用DVD等を活用し、地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に向けて検討します。</p>	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催・参加 3回 ・法テラス連絡協議会において事例検討や意見交換を実施 1回 <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 ・協力病院等との相互理解を深めるための情報紙を発行 「被害者支援メディカル通信」No. 31 (H31. 4. 26発行) <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会を実施 1回</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県のワンストップ支援センターの運営状況等を調査 埼玉県、東京都、京都府 	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催・参加 1回（書面開催） ・法テラス連絡協議会において事例検討や意見交換を実施 1回 <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施</p>
③サポートステーションと「かならいん」の広報の強化			
	<p>○様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。</p> <p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した広報の強化 ・市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供 ・市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供 ・SNS等のインターネットによる広報 ・ホームページ等によりサポートステーションの活動をわかりやすく紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の女性が利用する化粧室等への広報用カード等の設置の拡大 	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信 4回 ・県のとより 1回 ・ツイッター 6回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・MM線デジタルサイネージ広告 1回 ・インターネットリスティング広告（「かならいん」） (R元. 8月～R2. 3月) ・SNSバナー広告（Twitter、LINE）（「かならいん」） (R元. 10月～R2. 2月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 10市4町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 13市5町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信 4回 ・県のとより 4回 ・ツイッター 1回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・SNSバナー広告（Twitter、LINE）（「かならいん」） (R2. 7月～R3. 3月) ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク 10市4町 ・市町村広報紙での広報 1市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 15市8町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 ・神奈川県薬剤師会が実施した研修修了者へのリーフレット等の送付
④緊急支援の推進			
	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を進めます。</p> <p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。</p>	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 2回 <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回（オンライン開催） ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠採取等の状況に関する調査実施（R3.5月） ・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」における証拠採取等の仕組みづくりに向けた検討会 4回 	<p>○障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催 2回 <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回（オンライン開催） ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 1回 <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会 1回</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、支援の充実・拡大を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かならいんの基幹病院における証拠採取等の実施（R4.10月～） 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）</p> <p>○女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催</p> <p>○産婦人科の医療従事者向けの研修会を実施</p> <p>○地域医療機関の医療従事者等を対象とした研修会を実施</p> <p>○ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、情報収集を行い、検討</p>
<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信 4回 ・県のとより 3回 ・ツイッター 1回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・インターネットリスティング広告（「かならいん」）（R3.9月～R4.1月） ・SNSバナー広告（Twitter、LINE）（「かならいん」）（R3.5月～R4.3月） ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク <p>12市4町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報紙での広報 2市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 18市6町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらし安全通信 4回 ・県のとより 3回 ・ツイッター 2回 ・学生ポータルサイトでの広報（通年） ・紹介動画の作成及び公開 ・リーフレット等の作成、関係機関やスーパーマーケットでの配架 ・ポスターの作成、関係機関での掲示 ・市町村ホームページリンク <p>15市4町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報紙での広報 3市 ・市町村庁舎や市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架 16市5町 ・他機関主催イベント等におけるリーフレットの配架 	<p>○サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するための効果的な広報を実施</p> <p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村など関係機関と連携した広報 ・くらし安全通信、県のとより、ホームページ、ツイッター、学生ポータルサイト等での広報 ・ポスターの作成、関係機関やスーパーマーケット等での掲示 ・デジタルサイネージ広告 ・SNS等のインターネットによる広報など
<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討の推進</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の休日・夜間連絡先の把握 	<p>○重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討</p> <p>○休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けて検討</p> <p>○県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を実施</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
	<p>○県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で被害者ニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。 ・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、被害者のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。 ・死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。 <p>○緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。</p>	<p>○県警察においては、令和元年川崎市多摩区において児童らに対する殺傷事件が発生したことから、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、早期に被害者支援本部を設置し、迅速な支援を実施</p> <p>○サポートステーションにおいては、令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備</p>	<p>○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立</p> <p>○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的な被害者支援体制、編成会員の見直しを検討 <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備</p>
(2) 地域における支援体制の充実			
①市町村の取組支援と連携の推進			
	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。</p> <p>○県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表の方法や生活支援、住宅支援、利用が可能な各種福祉制度等の情報提供等、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 1回、参加人数 300名 <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催</p> <p>被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認</p> <p>関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村へ、結果を共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加市町村 4市1町 ・実施回数 3回 	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催</p> <p>被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1回（書面開催）

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立</p> <p>○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立</p> <p>・神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の見直しを実施</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備</p>	<p>○大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき有事に備え、継続して支援体制を確立</p> <p>○サポートステーションにおいては、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、継続して支援体制を確立</p> <p>・神奈川県被害者支援連絡協議会における「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」の見直しを実施</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を準備</p>	<p>○県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、継続して支援体制を確立し、有事の際は同要領に基づいて支援を実施</p> <p>○サポートステーションにおいては、関係機関・団体と連携しながら被害の内容に応じた緊急支援を実施</p> <p>・初期的支援については、県警察等で被害者のニーズの早期把握に努めるとともに、サポートステーション及び関係機関等において、必要な支援提供を実施</p> <p>・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングや、より参加しやすい形での支援を実施</p> <p>・死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援</p> <p>○緊急時の連絡体制等について、市町村や関係機関と協議を実施</p>
<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>・市町村と連携した講演会 3回、参加人数 513名</p> <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催</p> <p>被害者等支援における各自自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認</p> <p>・参加市町村 8市2町 ・実施回数 1回</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>○県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、検討の成果について市町村に情報提供</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
	<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用 ・市町村職員研修の充実 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施） ・支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進 	<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 5回、参加人数 226名 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回 ・市町村実務担当者会議の開催 1回 ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回（書面開催） ・市町村実務担当者会議の開催 1回（書面開催） ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施
②警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開			
	<p>○各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施 	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(51署)</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(42署)</p> <p>※一部書面にて実施</p>
(3) 支援関係機関の連携強化			
①支援関係機関ネットワークの充実			
	<p>○支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等） 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 1回 <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等
②個別専門的な支援体制との連携			
	<p>○個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションなどと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>
【個別専門的な支援体制とその概要】			
DV（※）被害への対応			
<p>(*) DV：「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用しています。</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者等に対する保護、自立支援などを行います。</p> <p>○警察において、配偶者等から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。</p>	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談 <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等件数7,658件（令和元年中） 	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○県配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のためのDV相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の方の相談 ・DVに悩む方の相談 <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等件数7,723件（令和2年中）

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回（オンライン開催） ・市町村実務担当者会議の開催 1回（書面開催） ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定や計画策定などについての情報提供 ・市町村職員研修を開催 4回、参加人数 89名 ・市町村犯罪被害者等支援主管課長会議の開催 1回（オンライン開催） ・市町村実務担当者会議の開催 1回（オンライン開催） ・サポートステーションでの相談・支援の提供にあたって、必要に応じて市町村との連絡調整を実施 	<p>○総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化</p>
<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(44署) ※一部書面にて実施</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施(47署) ※一部書面にて実施</p>	<p>○地域レベルでの被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を実施</p>
<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加 1回 <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県弁護士会、法テラス等との情報交換等 	<p>○支援関係機関ネットワーク会議による関係機関相互の情報共有等を実施</p> <p>○関係機関との個別の情報交換等を実施</p>
<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>	<p>○必要に応じて個別専門的な支援体制とサポートステーションなどが連携を図りながら、被害者等のニーズに沿った支援を提供</p>
<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等件数8,096件（令和3年中） 	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等件数8,933件（令和4年中） 	<p>○県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、被害者が自立して生活するための情報提供等の支援を実施</p> <p>○DV被害者及び同伴児童等の一時保護を行い、被害者の安全を確保</p> <p>○警察において、被害者保護を最優先にした暴力の制止、加害者の検挙及び指導警告を行うなどの被害者の安全確保を実施</p> <p>また、被害者の申出に基づき援助等の措置を行うとともに、保護命令発令後は、被害者等への防犯指導及び加害者への指導等を実施</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
ストーカー被害への対応	○被害者等の安全確保を第一に、刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。	○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施 ・相談件数882件（令和元年中）	○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施 ・相談件数960件（令和2年中）
性犯罪被害への対応	○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。 ○「性犯罪110番」において、性犯罪（強制的性交等、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が女性の立場で応じます。また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。 あわせて、被害者に対して、相談専門員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。	○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 111件 ○24時間対応の女性専用相談電話「性犯罪110番」（フリーダイヤル）により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応 ・相談件数 192件 ○女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図る ○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 5回 ○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施 カウンセリング 207回	○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 99件 ○24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」（フリーダイヤル）により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応 ・相談件数 234件 ○女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図る ○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 2回 ○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施 カウンセリング 290回
セクシュアル・ハラスメント被害への対応	○かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場で性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。	○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 84件	○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 115件
いじめへの対応	○県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。また、24時間子どもSOSダイヤルを設置して、24時間体制で、子どもの悩みに対する電話相談を行います。	○教育相談、24時間子どもSOSダイヤル電話相談を実施 ・相談件数 教育相談 12,876件 ・24時間子どもSOSダイヤル 2,425件	○教育相談、24時間子どもSOSダイヤルによる電話相談を実施 ・相談件数 教育相談 9,288件 ・24時間子どもSOSダイヤル 1,826件 ※教育相談件数が例年より減少している。原因として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～5月に来所相談、学校訪問相談を休止したこと及び、総合教育センター移転に伴い、来所相談や学校訪問相談を休止した時期があったことが挙げられる。
被害少年への対応	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施 相談件数 63件	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受理し、精神的ケア等の支援を実施 相談件数 96件
児童虐待への対応	○子ども・家庭110番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行います。 ○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応します。	○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応 ・相談件数 子ども・家庭110番 1,634件 人権・ホットライン 139件 ○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応 916件	○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応 ・相談件数 子ども・家庭110番 2,051件 人権・ホットライン 115件 ○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応 1,109件 ※令和元年12月に「児童相談所虐待対応ダイヤル189」に名称変更

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施 ・相談件数943件（令和3年中）	○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施 ・相談件数894件（令和4年中）	○警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施
○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 115件 ○24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」（フリーダイヤル）により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応 ・相談件数 174件 ○女性警察官を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図る ○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 3回 ○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施 カウンセリング 252回	○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ・相談件数 178件 ○24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」（フリーダイヤル）により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応 ・相談件数 456件 ○女性警察官を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図る ○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ・研修回数 4回 ○警察本部の心理員がカウンセリングによる心理的支援を実施 カウンセリング 258回	○電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談対応を実施 ○女性専用の相談電話「性犯罪110番」により、原則、女性警察官が性犯罪被害者等の相談に対応 ○女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録して運用することで、被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図る ○性犯罪捜査に必要な教養を、研修会等において実施 ○警察本部の心理員がカウンセリング等の支援を実施
○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 156件	○かながわ労働センターにおいて、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に関する相談に対応 ・相談件数 97件	○かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場で性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。
○教育相談、24時間子どもSOSダイヤルによる電話相談を実施 ・教育相談 10,416件 ・24時間子どもSOSダイヤル 1,243件	○教育相談、24時間子どもSOSダイヤルによる電話相談を実施 ・教育相談 10,208件 ・24時間子どもSOSダイヤル 2,051件	○教育相談、24時間子どもSOSダイヤルを実施
○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受け、精神的ケア等の支援を実施 相談件数 110件	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、犯罪被害等に関する相談を受け、精神的ケア等の支援を実施 相談件数 137件	○相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。
○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応 ・相談件数 子ども・家庭110番 2,171件 人権・ホットライン 206件 ○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応 852件 ※令和元年12月に「児童相談所虐待対応ダイヤル189」に名称変更	○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応 ・相談件数 子ども・家庭110番 1,400件 人権・ホットライン 237件 ○児童相談所全国共通ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応 588件 ※令和元年12月に「児童相談所虐待対応ダイヤル189」に名称変更	○「子ども・家庭110番」において、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権に関わるような悩みの相談に対応

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
高齢者虐待への対応			
	<p>○市町村において、虐待の通報に応じるとともに、地域包括支援センターを中心に、総合相談、早期発見等を行うためのネットワークの整備を図ります。</p> <p>○県は、市町村に対して必要な助言を行うとともに、市町村や地域包括支援センターの職員を対象に研修等を実施します。</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○県が改訂、新規作成した虐待防止対応についての各種マニュアルや県内市町村の事例等を活用し、市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換の機会を設置</p> <p>○高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発を目的としたリーフレットの作成</p> <p>・作成部数 45,000部</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ介護に従事する全職員を対象とした自己点検実施の促し</p> <p>○市町村の虐待対応担当に対し、調査・認定に関して必要に応じた助言を実施</p> <p>○市町村が実践的な対応ができるような研修を開催するとともに、県内市町村の事例等を共有する情報交換の機会を設置</p> <p>○高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発を目的とした虐待防止啓発リーフレットを、県民向け、施設職員向けに作成・周知</p>
障がい者虐待への対応			
	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 51件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 53件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数 53件</p>
暴力団被害への対応			
	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。</p> <p>また、（公財）神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>・相談件数280件</p> <p>○（公財）県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>・相談件数281件</p> <p>○（公財）県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>
悪質商法被害への対応			
	<p>○「悪質商法110番」において、布団や悪質リフォームなどの訪問販売、ヤミ金融などにより、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る事犯などの「悪質商法事犯」の相談に応じます。また、「消費者ホットライン188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センター等と連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。</p>	<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p> <p>・相談件数 154件</p>	<p>○「悪質商法110番」で286件の相談を受理</p>
交通事故被害への対応			
	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。</p> <p>○神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>・相談件数 48件（令和元年中）</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <p>・研修回数 4回</p> <p>○県交通事故相談を実施</p> <p>・相談件数 525件</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>・相談件数 53件（令和2年中）</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <p>・研修回数 2回</p> <p>○県交通事故相談を実施</p> <p>・相談件数 434件</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ介護に従事する全職員を対象とした自己点検実施の促し</p> <p>○市町村の虐待対応担当に対し、調査・認定に関して必要に応じた助言を実施</p> <p>○市町村が実践的な対応ができるような研修を開催するとともに、県内市町村の事例等を共有する情報交換の機会を設置</p> <p>○県民向け、施設職員向け虐待防止啓発リーフレットの配布等により、高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発を実施</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ介護に従事する全職員を対象とした自己点検実施の促し</p> <p>○市町村の虐待対応担当に対し、調査・認定に関して必要に応じた助言を実施</p> <p>○市町村が実践的な対応ができるような研修を開催するとともに、県内市町村の事例等を共有する情報交換会を開催</p> <p>○県民向け、施設職員向け虐待防止啓発リーフレットの配布等により、高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発を実施</p> <p>○政令3市と県警本部との情報交換会において、高齢者虐待対応の課題について検討</p>	<p>○かながわ高齢者あんしん介護推進会議及び、高齢者虐待防止部会において、高齢者虐待防止に向けた課題について検討</p> <p>○高齢者施設等へ一斉自己点検の実施の促し</p> <p>○市町村に対し、必要に応じた助言を実施</p> <p>○市町村が実践的な対応ができるような研修を実施</p> <p>○各市町村間の情報交換会を開催</p> <p>○リーフレットの配布等による高齢者虐待防止に関する知識の普及・啓発</p> <p>○市町村が虐待対応時に用いる虐待防止対応マニュアルの改訂</p>
<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数62件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p> <p>・県障害者権利擁護センター相談件数37件</p>	<p>○県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出や相談に対応</p>
<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>・相談件数509件</p> <p>○（公財）県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携し、問題解決の支援を実施</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>・相談件数850件</p> <p>○（公財）神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、問題解決の支援を実施</p>	<p>○「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団関係被害相談を実施するとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を実施</p> <p>○（公財）神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、問題解決の支援を実施</p>
<p>○「悪質商法110番」で292件の相談を受理</p>	<p>○「悪質商法110番」で207件の相談を受理</p>	<p>○「悪質商法110番」における相談を実施</p>
<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>・相談件数 68件（令和3年中）</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <p>・研修回数 2回</p> <p>○県交通事故相談を実施</p> <p>・相談件数 429件</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>・相談件数 74件（令和4年中）</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <p>・研修回数 2回</p> <p>○県交通事故相談を実施</p> <p>・相談件数 328件</p>	<p>○警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談を実施</p> <p>○交通事故捜査に係る研修を開催し、必要な教養を実施</p> <p>○県交通事故相談を実施</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携			
【警察における再被害防止に向けた保護対策の推進】			
	<p>○犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に、被害者等との連絡を密にし、必要な助言、措置を講じるとともに、関係機関等との連携の強化を図ります。</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を実施</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を実施</p>
【学校における再被害防止措置の推進】			
	<p>○学校における再被害防止及び再非行防止のための適切な指導・支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な指導・支援を行います。</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>
【神奈川県DV対策推進会議の開催】			
	<p>○民間団体、弁護士会、医師会、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。</p>	<p>○「神奈川県DV対策推進会議」を開催1回</p>	<p>○「神奈川県DV対策推進会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>
【要保護児童対策地域協議会の運営支援】			
	<p>○児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>
【学校・警察連絡協議会の設置】			
	<p>○各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。</p>	<p>○活動基本方針の一つに「被害少年の保護対策の推進」を掲げ、各種活動等を通じて、再被害の防止と適切な保護を図るため、関係機関と情報交換等を実施</p>	<p>○活動基本方針の一つに「被害少年の保護対策の推進」を掲げ、各種活動等を通じて、再被害の防止と適切な保護を図るため、関係機関と情報交換等を実施</p>
④民間支援団体等への活動支援			
【関係団体に対する活動支援】			
	<p>○犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座中止</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を実施</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を実施</p>	<p>○警察署の再被害防止担当官等が、再被害防止対象者への電話や面接などにより、要望の把握や防犯指導を実施</p> <p>○警察署が一体となり、再被害防止対象者宅への立ち寄りや周辺等のパトロールなど再被害事案の未然防止活動を実施</p> <p>○関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施</p> <p>○暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を実施</p>
<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>	<p>○県立学校において学校警察連携制度を運用し、生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成の観点から効果的な指導を実施</p>
<p>○「神奈川県DV対策推進会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○「神奈川県DV対策推進会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○「神奈川県DV対策推進会議」を開催</p>
<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>	<p>○各児童相談所において、「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援</p> <p>○各児童相談所において、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議へ出席</p>
<p>○活動基本方針の一つに「被害少年の保護対策の推進」を掲げ、各種活動等を通じて、再被害の防止と適切な保護を図るため、関係機関と情報交換等を実施</p>	<p>○活動基本方針の一つに「被害少年の保護対策の推進」を掲げ、各種活動等を通じて、再被害の防止と適切な保護を図るため、関係機関と情報交換等を実施</p>	<p>○各警察署単位に設置され、警察署管内の小学校、中学校、高校が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。</p>
<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>	<p>○NPO法人神奈川被害者支援センターが開催する犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に職員を講師として派遣</p> <p>○民間支援団体等に対して、犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」を配布</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会で情報提供等を実施</p> <p>○児童虐待の防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣</p>

実施事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
【DV被害者支援に関する活動支援】			
	○DV被害者の自立支援を行う民間団体のスタッフを対象に研修を実施します。	○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施 ○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施	○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施（書面開催） ○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施（書面開催）
⑤ 自主防犯活動団体等への情報の提供等			
	○地域住民等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行い、再被害防止や犯罪被害者等への理解促進を図るため、地域の自主防犯活動団体等に対して情報提供等を行います。 ○地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。	○「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信 4回 ○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣 1回 ○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施	○「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信 4回 ○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施
⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等			
	○関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、犯罪被害者等に対する適切な支援活動を実施します。	○平成29年に海外で発生した車両暴走事故の遺族に対し、継続してカウンセリングを実施	○海外で発生した殺人事件の遺族に対し、被害者支援制度の説明を実施
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供			
(1) 経済的負担の軽減			
① 生活資金貸付の実施			
	○当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。 ○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件 ○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村へ、結果を共有 ・参加市町村 4市1町 ・実施回数 3回	○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件 ○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携 ○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 ・実施回数 1回（書面開催）
② 犯罪被害給付制度の周知等			
	○犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・ふれあい警察展、犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続を実施	○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知 ○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続を実施
③ 弁護士による法律相談の実施			
	再掲2(2)①	同左	同左
④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施			
	再掲2(4)①	同左	同左
⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供			
	再掲2(5)①	同左	同左
⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給			
	○犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減	○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施（書面開催）</p> <p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施（書面開催）</p>	<p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施</p> <p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を1回実施</p>	<p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を実施</p> <p>○被害者や同伴児童等を受け入れている民間団体等に対し、研修等を実施</p>
<p>○「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信 4回</p> <p>○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>	<p>○「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信 4回</p> <p>○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣 2回</p> <p>○県内各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク総会等において地域で活動する様々な団体等に対して情報提供等を実施</p>	<p>○犯罪のない安全・安心なまちづくりに関する情報誌「くらし安全通信」やツイッターなどを活用し、自主防犯活動団体等に対して防犯や犯罪被害者等支援に関する情報を発信</p> <p>○地域団体からの求めに応じ、理解促進講座の講師を派遣</p> <p>○地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促進</p>
<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努めたが、海外における県民の犯罪被害発生はなかった</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努めたが、海外における県民の犯罪被害発生はなかった</p>	<p>○関係機関・団体と連携し、海外における県民の犯罪被害に関する情報収集に努め、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する各種情報提供やニーズに応じた支援を実施</p>
<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付0件</p> <p>○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携</p> <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用 ・新規貸付1件</p> <p>○より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関と連携</p> <p>○県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会を開催 被害者等支援における各自治体間での役割分担、生活支援の充実方策等、被害者等支援に係る課題を相互に認識するとともに、各機関で情報を共有し、相互の連携を確認 ・参加市町村 8市2町 ・実施回数 1回</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として生活資金の貸付制度を運用</p> <p>○関係機関との連携を強化</p>
<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知</p> <p>○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施</p>	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知</p> <p>○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施</p>	<p>○犯罪被害給付制度の周知を実施 ・犯罪被害者等給付金等に係る広報重点月におけるキャンペーン等で周知</p> <p>○犯罪被害給付制度を運用 ・申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施</p>
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
<p>○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減</p>	<p>○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減</p>	<p>○犯罪被害者等を警察署等に招致し事情聴取する際に交通費を支給し、経済的負担を軽減</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担			
	○犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施
⑧性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担			
	○警察において、性犯罪被害を受けた方に、避妊措置料、性感染症検査料等を負担します。	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 110件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 187件
(2) 法律問題の解決への支援			
①弁護士による法律相談の実施			
	○犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。 ○死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応します。	○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 165回 ○事案の内容に応じ、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施	○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 159回 ○事案の内容に応じ、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施
②刑事手続等の適切な情報提供			
【「被害者の手引」の配付】			
	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を被害者に配付	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引(身体犯用・交通事故用)」を被害者に配付
【捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供】			
	○「被害者連絡制度」に基づき、犯罪被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡
【法テラス等と連携した情報提供】			
	○刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施
(3) 日常生活の支援			
①付添支援の実施			
	○犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。	○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 ・検察庁、裁判所等への付添い等 541回 ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 983回(警察官、心理員による支援回数)	○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 ・検察庁、裁判所等への付添い等 230回 ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 ※ボランティア養成講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 887回(警察官、心理員による支援回数)
②生活支援の充実			
	○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ります。	○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討	○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施	○遺体搬送に要する経費及び遺体修復に要する経費の一部負担を実施
○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 256件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担 ・診断書料、緊急避妊費用等 209件	○性犯罪被害者に対する避妊措置料、性感染症検査料等を負担
○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 126回 ○事案の内容に応じ、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施	○サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 108回 ○事案の内容に応じ、県民以外の被害者を含め、迅速かつ円滑な支援を実施	○弁護士による無料法律相談を実施 ・サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を実施 ○死傷者が多数に上る事案等が発生した場合は、事案の内容に応じ柔軟に対応
○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引(身体犯用・交通事故用)」を被害者に配付	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引(身体犯用・交通事故用)」を被害者に配付	○被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付
○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡	○殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者等に対して捜査状況、被疑者の検挙状況等を連絡
○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○サポートステーションの無料法律相談等において、法テラスの支援制度や裁判における被害者支援制度についての情報提供を実施 ○法テラス主催の協議会への参画や横浜地方検察庁職員、神奈川県弁護士会との意見交換会を実施することにより関係機関との連携を深め、効果的な情報提供を実施
○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 ・検察庁、裁判所等への付添い等 303回 ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 805回(警察官、心理員による支援回数)	○サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による付添等の支援を実施 ・検察庁、裁判所等への付添い等 308回 ○安定して支援を行える人材を確保・育成するため、ボランティア養成講座や、支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 ○検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応を実施 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等 802回(警察官、心理員による支援回数)	○サポートステーション(NPO法人神奈川被害者支援センター支援員)による付添い等の支援を実施(県は財政支援) ・検察庁、裁判所等への付添い等 ○付添支援等を行える人材の確保・育成の実施 ○付添支援等について、保育を含めた柔軟な対応を実施 ○県警察による付添い等の支援を実施 ・法律相談への付添い、代理傍聴等
○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討	○家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討	○市町村との連携についての検討会を開催

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
③DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施			
	<p>○DV被害者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者は一人ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があるため、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、被害者の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。 <p>○児童相談所における被虐待児童への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。 ・児童被害者一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、児童被害者の立場に立った切れ目のない支援を行います。 	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施</p> <p>また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p> <p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施</p> <p>また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p> <p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>
(4) 心身に受けた影響からの回復			
①臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施			
	<p>○犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。</p> <p>○臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。</p> <p>○犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。</p> <p>○カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につながります。</p>	<p>○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 161回</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 446回 <p>○事案の内容に応じ、柔軟に支援を実施</p> <p>○必要に応じ、精神科医療の受診につないだ</p>	<p>○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 111回</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理員によるカウンセリング 536回 <p>○事案の内容に応じ、柔軟に支援を実施</p> <p>○必要に応じ、精神科医療の受診につないだ</p>
②精神科の受診の支援			
	<p>○犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための、費用を公費負担します。</p>	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9人16回 	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9人17回
③自助グループの紹介			
	<p>○民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループを紹介します。</p>	<p>○サポートステーションや、かならいんの相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p>	<p>○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p> <p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p> <p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>	<p>○一時保護中のDV被害者に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施 また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等の支援を実施</p> <p>○児童相談所の一時保護所に1名ずつ心理職員を配置し、被虐待児童に対し心理的ケアを実施</p> <p>○教員OB等の学習指導員を各児童相談所（一時保護所）に配置</p>
<p>○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 43回</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施 ・心理員によるカウンセリング 420回</p> <p>○事案の内容に応じ、柔軟に支援を実施</p> <p>○必要に応じ、精神科医療の受診につないだ</p>	<p>○サポートステーションの支援の一貫として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを実施 98回</p> <p>○県警察によるカウンセリングを実施 ・心理員によるカウンセリング 477回</p> <p>○事案の内容に応じ、柔軟に支援を実施</p> <p>○必要に応じ、精神科医療の受診につないだ</p>	<p>○サポートステーションの支援の一環として、カウンセリングを実施</p> <p>○臨床心理士の資格を有する警察職員等が、初期的段階からのカウンセリングを実施</p> <p>○事案の内容に応じ柔軟な支援を実施</p> <p>○精神科医療が必要な場合は、必要に応じて、保健所等関係機関を紹介</p>
<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・12人28回</p>	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等を適切な医療につなげるため、一部公費を負担 ・22人132回</p>	<p>○精神科受診の必要性が認められる被害者等に対して一部公費を負担</p>
<p>○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p>	<p>○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p>	<p>○サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介</p> <p>○県内で活動する自助グループに関する情報収集を実施</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
④犯罪被害者等に対する適切な医療の提供			
【迅速かつ適切な救急医療の提供】			
	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供
【医療機関情報等の提供】			
	○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。 ○児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。	○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供 ○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供 ○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ○児童相談所の相談業務において必要に応じて、相談者等へ医療機関等の情報を提供	○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供 ○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供 ○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ○児童相談所の相談業務において必要に応じて、相談者等へ医療機関等の情報を提供
⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実			
【被害少年に対する相談、支援】			
	○臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。	○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、少年相談員や被害少年サポーターによる立ち直り支援を実施	○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、少年相談員等による立ち直り支援を実施
【児童相談所における心理的ケアの実施】			
	○被虐待児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施
【学校内のカウンセリング体制の整備】			
	○犯罪被害者等を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立中学校や県立高校等にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。 ○私立学校に対しては、人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。	○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く全公立中学校及び県立中等教育学校（前期課程）に配置 ※政令市は独自に対応 ○県立高等学校・中等教育学校（後期課程）82校を拠点校としてスクールカウンセラーを各1名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置 ○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を3月に開催し、情報提供をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く市町村立小・中学校に対応するため、全公立中学校に配置 ※政令市は独自に対応 ○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、県立高等学校・中等教育学校の拠点校に88名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置 ○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、情報提供を実施

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供	○総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供 ○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供 ○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供	○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供 ○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供 ○精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、医療機関等の情報を提供 ○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供	○「かながわ医療情報検索サービス」をホームページ上で公開し、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供 ○保健福祉事務所において、随時、精神保健福祉に関する相談に応じ、医療機関等の情報を提供 ○精神保健福祉センターにおいて、医療機関等の情報を提供 ○児童相談所の相談業務において必要に応じ、相談者等へ医療機関等の情報を提供
○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、少年相談員等による立ち直り支援を実施	○犯罪等の被害にあった少年やその保護者からの相談を受理し、少年相談員等による立ち直り支援を実施	○公認心理師等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施	○児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童に対し、必要に応じ心理職員による心理カウンセリングを実施
○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、政令市を除く市町村立小・中学校に対応するため、全公立中学校に配置 ※政令市は独自に対応 ○臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、県立高等学校・中等教育学校の拠点校に92名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に1名配置し、児童・生徒への心のケアを実施 ○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、情報提供を実施	○スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校（政令市を除く）に配置（重点配置校24校）し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、スクールカウンセラーの質の向上を図るためアドバイザーを教育事務所等に配置。 ※政令市は独自に対応 ○スクールカウンセラーを県立高等学校・中等教育学校の拠点校に96名配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、生徒等への心のケアを実施 ○私立学校教職員を対象とした「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、情報提供を実施	○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校（政令市を除く）に配置（重点配置校90校）し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、スクールカウンセラーの質の向上、問題行動等の未然防止や早期改善を図るため、アドバイザーを教育事務所等に配置。 ※政令市は独自に対応 ○スクールカウンセラーを増員し、すべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置するとともに、スーパーバイザーを教育局に配置し、生徒等への心のケアを実施 ○私立学校教職員を対象とした「人権同和研修会」を開催し、情報提供を実施

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
【スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携】			
	<p>○社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所及び県立高校等に配置し、関係機関との連携を図り、犯罪被害者等である少年を含む児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を行います。</p>	<p>○政令・中核市を除く市町村立小・中学校に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に44名配置し、関係機関等と連携した対応を実施</p> <p>○スクールソーシャルワーカー30名を拠点校となる県立高等学校に配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施</p>	<p>○政令・中核市を除く市町村立小・中学校に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に46名配置し、関係機関等と連携した対応を実施 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○スクールソーシャルワーカー30名を拠点校となる県立高等学校に配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、地区の関係機関等と連携した対応を実施</p>
⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応			
	<p>○各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、県立学校の人権相談窓口においても、児童虐待に係る相談に適切に対応していきます。</p> <p>○被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施 受講者925名</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座、県市町村人権教育担当者研修会において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「児童虐待対応パンフレット」を配付（配付先：人権教育研修講座等参加者、人権教育担当者会議出席者）</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、机上研修として実施 受講者935名</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○県立学校人権教育研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○「児童虐待対応マニュアル」を作成、配付（配付先：県立学校教員、県内各市町村教育委員会、人権教育研修講座等参加者、人権教育担当者会議出席者）</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>
	【再掲：1(3)② 児童虐待への対応】	同左	同左
	【再掲：1(3)② 高齢者虐待への対応】	同左	同左
	【再掲：1(3)② 障がい者虐待への対応】	同左	同左

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○政令・中核市を除く市町村立小・中学校に対応するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に48名配置し、関係機関等と連携した対応を実施 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○社会福祉士等をスクールソーシャルワーカーとして県立高等学校の拠点校に30名配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、関係機関等と連携した支援を実施</p>	<p>○スクールソーシャルワーカーを教育事務所に50人配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを教育局に配置。 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○スクールソーシャルワーカーを県立高等学校の拠点校に30名配置し、各地区の全ての県立学校を対象に活動することで、関係機関等と連携した支援を実施</p>	<p>○子どもたちが抱える困難に対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育事務所に50人配置し、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）に派遣するとともに、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを教育局に配置し、あわせて、市町村への指導・助言を行うアドバイザーを教育事務所に配置。 ※政令市・中核市は独自に対応</p> <p>○スクールソーシャルワーカーを増員し、すべての県立高等学校・中等教育学校に週1日配置し、関係機関等と連携した支援を実施</p>
<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施。 受講者453名</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施。 受講者449名</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中で性的マイノリティの人権を取り巻く現状と課題について説明</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>	<p>○私立学校等における児童虐待防止、早期発見、対応のための情報提供等を実施</p> <p>○公立学校における被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制整備の促進のため、初任者研修講座等の中で研修を実施予定</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中でインターネットによる人権侵害について説明予定</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p> <p>○専門里親養成研修、里親制度説明会等を実施</p>
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
(7)DV被害、ストーカー被害への対応			
	【再掲：1(3)② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】	同左	同左
⑧高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援			
	○交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発などを行います。	○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 3,975件 ○研修会等を実施 ・高次脳機能障害セミナー理解編他4回 ○県総合リハビリテーションセンターの支援コーディネーターによる巡回相談を要請に応じて実施 ・高次脳機能障害者に対する支援を実施 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実を図る	○県総合リハビリテーションセンターにおいて高次脳機能障害に関する相談を実施 ・相談件数 2,413件 ○研修会等を実施 ・高次脳機能障害セミナー小児編 1回他 2回 (4回開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3回の開催となった。) ○県総合リハビリテーションセンターの支援コーディネーターによる巡回相談を要請に応じて実施 ・高次脳機能障害者に対する支援を実施 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実を図る
⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備			
【被害者支援要員制度】			
	○支援が必要な殺人、性犯罪などの犯罪被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施
【犯罪被害者専用の事情聴取室の設置】			
	○犯罪被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、警察署の新築時には犯罪被害者専用の事情聴取室の設置を行います。	○警察署において専用相談室や会議室等を活用し、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○警察署において専用相談室や会議室等を活用し、被害者等の精神的負担や不安を軽減
【被害者支援用車両の配置】			
	○各警察署での犯罪被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。	○警察署等に被害者支援用車両42台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施
【性犯罪被害者への対応】			
	○性犯罪捜査を担当する女性警察官への教養を実施し、捜査の過程等、被害者の心情に配慮した対応に努めます。	○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮	○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮
【報道機関への公表内容についての配慮】			
	○報道機関への公表内容について、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
同左	同左	同左
<p>○県総合リハビリテーションセンターにおける相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害に関する相談 相談件数 1,920件 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける要請に応じた巡回相談（支援コーディネーターによる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者に対する支援 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害セミナー（小児編） オンライン研修 参加者50名 ・高次脳機能障害セミナー（実務編） オンライン研修 参加者56名 ・高次脳機能障害セミナー（就労支援編） オンライン研修 参加者38名 ・高次脳機能障害セミナー（理解編） オンライン研修 参加者61名 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける事例検討会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク育成事業（年5回） ・事例検討会（年6回） 	<p>○県総合リハビリテーションセンターにおける相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害に関する相談 相談件数 1,762件 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける要請に応じた巡回相談（支援コーディネーターによる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者に対する支援 ・地域の支援事業所及び支援従事者の支援技術の向上と支援体制の充実 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害セミナー（小児編） オンライン研修 参加者20名 ・高次脳機能障害セミナー（実務編） オンライン研修 参加者33名 ・高次脳機能障害セミナー（就労支援編） オンライン研修 参加者33名 ・高次脳機能障害セミナー（理解編） オンライン研修 参加者56名 <p>○県総合リハビリテーションセンターにおける事例検討会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク育成事業： 高次脳機能障害支援ネットワーク連絡会（主催：年2回、オブザーバー参加：年2回） ・事例検討会（年6回） 	<p>○交通事故や病気などによる脳の障害により、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障害にかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる専門的な相談支援や研修事業、高次脳機能障害の理解促進のための普及啓発等を実施</p>
○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施	○県内54警察署、交通事故事件を所管する高速道路交通警察隊及び第二交通機動隊で被害者支援要員を指定し、支援活動を実施
○警察署において専用相談室や会議室等を活用し、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○警察署において専用相談室や会議室等を活用し、被害者等の精神的負担や不安を軽減	○新設又は建て替えの警察署に専用相談室を設置し、他の警察署においては、会議室等を活用することにより、被害者等の精神的負担や不安を軽減
○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施	○警察署等に被害者支援用車両44台を配備し、被害者のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを実施
○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮	○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮	○聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮し、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が領置するなど、性犯罪被害者の心情を考慮
○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	○報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
(5) 一時的な住居の提供等			
① 緊急避難場所（ホテル等）の提供			
	<p>○被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。</p> <p>○なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、犯罪被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。</p>	<p>○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供 2件</p>	<p>○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供 2件</p>
② 住居の確保への支援			
	<p>○犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。</p> <p>○県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進します。</p> <p>○犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。</p>	<p>○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件</p> <p>○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施</p> <p>○県営住宅の居室の環境整備を実施</p> <p>○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・情報提供件数 3件</p>	<p>○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件</p> <p>○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施</p> <p>○県営住宅の居室の環境整備を実施</p> <p>○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・情報提供件数 3件</p>
③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護			
【DV被害者等の一時保護】			
	<p>○配偶者等からの暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合などについて、保護施設において一時保護を行います。</p>	<p>○DV被害者及び同伴児童等について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 176件</p>	<p>○DV被害者及び同伴児童等について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 150件</p>
【児童相談所による一時保護】			
	<p>○虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所等において一時保護を行います。</p>	<p>○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 949件</p>	<p>○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 797件</p>
④ DV被害者の住居の確保への助言			
	<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保への助言を行います。</p>	<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施</p>	<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所等と連携して実施</p>
3 県民・事業者の理解の促進			
(1) 県民・事業者の理解の促進			
① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進			
	<p>○犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。</p> <p>○犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。</p> <p>・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施</p> <p>・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施</p>	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのモニター、市町村主催の会議・イベントを活用した普及啓発</p> <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯指導者養成セミナー等での普及啓発 6回</p> <p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R元. 11. 3～R元. 11. 29 5日間 県内5箇所実施 ・参加人数 約8,650人</p>	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発</p> <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・防犯ボランティアスキルアップセミナー等での普及啓発 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施にかわり、犯罪被害者等支援パネル展を実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R2. 11. 20～R2. 11. 30 県内1箇所実施</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供 2件</p>	<p>○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供 ・提供 6件</p>	<p>○被害直後の緊急避難場所としてホテル等を提供</p>
<p>○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件</p> <p>○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施</p> <p>○県営住宅の居室の環境整備を実施</p> <p>○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・情報提供件数 7件</p>	<p>○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保 ・利用実績 0件</p> <p>○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施</p> <p>○県営住宅の居室の環境整備を実施</p> <p>○民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・情報提供件数 4件</p>	<p>○サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保</p> <p>○市町村営住宅の一時使用について、市町村と連携した取組を実施</p> <p>○県営住宅について、居室の環境整備等を実施</p> <p>○民間賃貸住宅に関する情報提供を実施 ・民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を実施</p>
<p>○DV被害者及び同伴児童等について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 160件</p>	<p>○DV被害者及び同伴児童等について、保護施設において一時保護を実施 ・一時保護件数 143件</p>	<p>○DV被害者及び同伴児童等について、保護施設において一時保護を実施</p>
<p>○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 835件</p>	<p>○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施 ・一時保護件数 812件</p>	<p>○虐待されている児童について、保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護を実施</p>
<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所等と連携して実施</p>	<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所等と連携して実施</p>	<p>○一時保護後等の自立した生活に向けて、DV被害者の住居の確保における情報提供を福祉事務所と連携して実施</p>
<p>○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発</p> <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施にかわり、犯罪被害者等支援パネル展を実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R3.11.18～R3.11.25 県内1箇所で開催</p>	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施 ・市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント等を活用した普及啓発</p> <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施 ・地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発 2回</p> <p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察 ・実施時期等 R4.11.25～R4.12.23 5日間 県内5箇所で開催 ・参加人数 約3,000人</p>	<p>○市町村と連携した普及啓発を実施</p> <p>○防犯に関する講座と連携した普及啓発などを実施</p> <p>○犯罪被害者等支援キャンペーンを実施 ・主催 NPO法人神奈川被害者支援センター、県、県警察</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
②犯罪被害者等理解促進講座の実施			
	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。</p> <p>○学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施 ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施 <p>○中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 1回、参加人数 300名 <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 1回、参加人数 4名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 7回（2大学、1高等学校、4団体）、参加人数 263名 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月以降の開催は見送り <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る作文コンクール」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちの大切さを学ぶ教室 50回 ・大切な命を守る作文コンクール 応募作品2,583点 <p>※令和元年度より作文コンクールの名称を「大切な命を守る作文コンクール」に変更</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」を実施</p> <p>実施回数 14回</p> <p>○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募</p> <p>応募作品 407点</p>
③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開			
	<p>○安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等） ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする31年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回 <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、かならいんの広報への協力等を依頼 	<p>○推進協議会総会での協議等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和2年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催） <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼
④様々な機会・媒体を用いた情報の提供			
【各種月間・週間等における啓発事業等の実施】			
	<p>○児童虐待防止推進月間（11月）に、広報啓発事業を実施します。</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。</p> <p>○職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおいて、チラシや啓発グッズの配布による啓発を実施 <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報を実施</p> <p>相談強化月間における相談件数：84件（前年度比8%増）</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメント等を防止するため、「労働相談強化期間（10・11・12月）」において集中的に広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談強化期間における相談件数：118件 <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職場のハラスメントをテーマとしたセミナーを中止とし、労働相談強化期間を3か月に延長し、ハラスメントの相談対応を実施</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 ・市町村と連携した講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 ・市町村と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 88点</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施 ・市町村と連携した講演会 3回、参加人数 513名</p> <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施 ・市町村と連携した理解促進講座 1回、参加人数 15名 ・学校や各種団体と連携した理解促進講座 8回（1大学、1高等学校、6団体）、参加人数 296名</p> <p>○中学生・高校生を対象に、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るための「いのちの大切さを学ぶ教室」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○「大切な命を守る」全国中学高校生作文コンクールへの応募 応募作品 233点</p>	<p>○市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施</p> <p>○市町村や学校、団体等と連携し、被害者等の声を伝え、被害者等への理解の促進を図る講座を実施</p> <p>○中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る」作文コンクールを実施</p>
<p>○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和3年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催）</p> <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</p>	<p>○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする令和4年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明 1回（書面開催）</p> <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</p>	<p>○推進協議会総会での協議等を実施 ・犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとする5年度行動計画を決定 ・県の犯罪被害者等への支援の取組を説明</p> <p>○協議会参加団体の取組に対する働きかけを実施 ・理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼</p>
<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施 ・子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメント等を防止するため、「職場のハラスメント相談強化月間（12月）」において集中的に広報を実施 ・職場のハラスメント相談強化月間における相談件数：148件 ・職場のハラスメントをテーマとしたセミナーを実施：7回、受講者数計235人</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施 ・子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による啓発活動を3年ぶりに実施。（令和4年10月23日）</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメント等を防止するため、「職場のハラスメント相談強化月間（12月）」において集中的に広報を実施 ・職場のハラスメント相談強化月間における相談件数：43件 ・職場のハラスメントをテーマとしたセミナーを実施：5回、受講者数計298人</p>	<p>○児童虐待防止月間（11月）を中心に、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を実施</p> <p>○11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を中心に、女性に対する暴力をなくすための啓発事業を実施</p> <p>○職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
【ホームページ等を活用した情報提供】			
	<p>○電子メール及び県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など、子どもの安全に関わる情報を提供します。</p> <p>○各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。</p> <p>○防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施 発信件数 ・ピーガルくん子ども安全メール 855件 ・Yahoo!防災速報 1,125件</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施 ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布 ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布</p> <p>○防犯指導者養成セミナー等での啓発、情報提供を実施</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施 発信件数 ・ピーガルくん子ども安全メール 1,110件 ・Yahoo!防災速報 1,072件</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施 ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布 ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布</p> <p>○防犯ボランティアスキルアップセミナー等での啓発、情報提供を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし</p>
⑤交通事故防止についての普及啓発の推進			
【交通安全教育の実施】			
	<p>○交通安全指導員による幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。</p> <p>○運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVDを学校、職場、自治会等へ貸出します。</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 172園、参加人数 17,106人</p> <p>○“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室等を実施 ・1回、参加人数 40人</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・193回、視聴人数 32,788人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 124園、参加人数 11,303人</p> <p>○シルバーリーダー養成研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・86回、視聴人数 4,914人</p>
【交通安全に係るデータ等の提供】			
	<p>○交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。</p> <p>○県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 110部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 111部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルクン子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施 発信件数 ・ピーガルクン子ども安全メール 1,494件 ・Yahoo!防災速報 1,060件</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施 ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布 ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布</p> <p>○地域防犯ボランティアセミナー等での啓発、情報提供を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルクン子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施 発信件数 ・ピーガルクン子ども安全メール 1,702件 ・Yahoo!防災速報 517件</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施 ・ホームページ、市町村の広報媒体を通じた情報提供等 ・ポスターの作成、関係機関、コンビニエンスストア等における掲示</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布 ・他機関主催のイベント等においてリーフレット等を配布</p> <p>○地域防犯ボランティアセミナー等での啓発、情報提供を実施</p>	<p>○県警ホームページ等に子供や女性に対する犯罪被害防止情報を掲載</p> <p>○「ピーガルクン子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声掛け事案、不審者出没等、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施</p> <p>○犯罪被害者等支援施策等について、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施</p> <p>○各種イベント等において啓発資料を配布</p> <p>○地域防犯ボランティアセミナー等での啓発、情報提供</p>
<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 138園、参加人数 11,731人</p> <p>○高齢者を対象とした交通安全シルバーリーダー養成研修会を開催 ・実施回数 2回、参加人数 60人</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・104回、視聴人数 8,128人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施 ・実施園数 176園、参加人数 14,315人</p> <p>○高齢者を対象とした交通安全シルバーリーダー養成研修会を開催 ・実施回数 1回、参加人数 30人</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施 ・108回、視聴人数 7,032人</p>	<p>○幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした幼児交通安全指導実技研修会を実施</p> <p>○交通安全シルバーリーダー養成研修会を実施</p> <p>○交通安全についてのDVDの貸出しを実施</p>
<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 111部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付 ・発行部数 111部</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>	<p>○交通年鑑を発行し、各市町村、関係機関等に配付</p> <p>○県内の交通事故発生状況について、県及び県警察のホームページ上で公表</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
⑥いのちの大切さに関する教育の推進			
【学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進】			
	<p>○子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。</p> <p>○いのちの大切さや人との関わり方等の教育に資するため、各学級では、新しい学習指導要領に基づき小中学校において道徳科の指導を工夫する等、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進を図ります。</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を実施するため、研究推進校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を実施します。</p>	<p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校4校</p>	<p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感動を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式の実施や優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校及び特別支援学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、研究推進校において自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・研究推進校：小学校4校</p>
【家庭教育の推進】			
	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。</p> <p>○幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象として、家庭教育情報提供番組「すこやかファミリー」をインターネット配信及び県立図書館内での視聴により提供し、家庭教育の推進を図ります。</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付</p> <p>・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付</p> <p>・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感想を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式を実施してオンライン配信し、優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校及び特別支援学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・実践研究校：小・中学校4校</p>	<p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感想を作文にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式を実施してオンライン配信し、優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p>○いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の私立小学校及び特別支援学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・実践研究校：小・中学校4校</p>	<p>○多くの学校の取組をより幅広く収集し、ホームページでの発信や研修等の場面を通じて、特色ある授業を奨励するとともに、各学校での取組を推進</p> <p>○「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたものを募集し表彰する「いのちの授業」大賞を継続して行い、表彰式を実施してオンライン配信し、優秀作品集の配付などを通して更なる普及啓発を実施</p> <p>○PTA組織との協働による取組や各研修会での作品紹介などを通じて、保護者や各関係団体と連携して「いのちの授業」を推進</p> <p>○「いのちの授業」ハンドブック及び「いのちの授業」ハンドブック概要版の活用</p> <p><「たいせつないのちとあんぜん」の配付> ○いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の小学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配付</p> <p>○「いのち」を大切にすることを育む教育を推進するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進し、研究報告書として作成 ・実践研究校：小・中学校4校</p>
<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>	<p>○家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」の作成・配付 ・配付先 政令市立を除く県内の国・公・私立中学（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む）1年生の保護者 *政令市は独自に対応</p> <p>○インターネット放送番組「すこやかファミリー」を県のホームページで動画配信するとともに、県立図書館で館内視聴用ビデオを提供</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
⑦人権教育、犯罪防止教育の推進			
【人権教育研修会の実施等】			
	<p>○市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、犯罪被害者等の権利問題を含めた講演を実施します。</p> <p>○教職員一人ひとりが犯罪被害者等の権利問題を含めた権利尊重の理念、権利教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における権利教育を推進するため、「権利教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 「いじめ問題対策研修会」 「権利同和研修会」</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、権利教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の権利をテーマにした講演を実施</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、権利教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、権利教育指導者養成研修講座、県市町村権利教育担当者研修会において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員対象「権利教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を12月に実施 「権利・同和及びいじめ問題対策研修会」</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、権利教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の権利をテーマにした講演を実施</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、権利教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校副校長、教頭を対象として、県立学校権利教育研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員対象「権利教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>
【いじめや暴力行為の防止活動の推進】			
	<p>○私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。</p> <p>○いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校の教職員対象の「権利同和研修会」を3月に開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施 1回</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援 ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を開催し、問題行動の長期化・重大化防止のための関係機関の連携や、子どもの規範意識等を育むための学校と地域との協働の取組を推進するための協議を実施</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校、中学校、学童などで実施</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校の教職員対象の「権利・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施</p> <p>○公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援 ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校で実施</p>
4 犯罪被害者等を支える人材の育成			
(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成			
① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施			
	<p>○犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添い支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。</p>	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (R元. 7. 5～R元. 9. 20 10日間) 受講者33名 ・上級編 (R元. 10. 25～R元. 12. 27 10日間) 受講者26名</p>	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・上級編 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を12月に実施 「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、人権教育研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を12月に実施 「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、人権教育研修講座等における講話の中で性的マイノリティの人権を取り巻く現状と課題について説明</p> <p>○県市町村職員、県立高等学校及び中等教育学校、特別支援学校教職員、地域の市町村立学校教職員などを対象として、人権教育指導者養成研修講座等における講話の中で児童虐待について説明</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>	<p>○私立学校教職員を対象とした研修会を実施</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座において犯罪被害者等の人権をテーマにした講演を実施</p> <p>○人権教育研修講座等における講話の中でインターネットによる人権侵害について説明予定</p> <p>○人権教育指導者養成研修講座において児童虐待をテーマにした講演を実施</p> <p>○教職員対象「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載</p>
<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校の教職員対象の「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施</p> <p>○公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援 ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を2回開催し、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進するための協議を実施</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校等で実施</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校の教職員対象の「人権・同和及びいじめ問題対策研修会」を12月に開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施</p> <p>○公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施 1回</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援 ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を2回開催し、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進するための協議を実施</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校等で実施</p>	<p>○私立学校設置者や学校の教職員への犯罪防止教育に係る情報提供を実施 ・私立学校の教職員対象の「人権同和研修会」を開催し、その中で、犯罪防止教育等について情報提供を実施</p> <p>○公立学校教員への犯罪防止教育に係る研修会を実施</p> <p>○いじめや暴力行為防止のために設けた会議での情報交換等による児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施・支援 ・「私立学校いじめ・暴力行為問題対策協議会」を開催し、情報提供や情報交換を実施</p> <p>○「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」を2回開催し、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進するための協議を実施</p> <p>○高校生による非行防止教室を小学校等で実施</p>
<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (R3.7.2～R3.11.12 10日間) 受講者19名 ・上級編 (R3.11.19～R4.1.28 10日間) 受講者14名</p>	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施 ・初・中級編 (R4.7.1～R4.9.16 10日間) 受講者26名 ・上級編 (R4.10.21～R4.12.23 10日間) 受講者19名</p>	<p>○被害者等からの相談対応や裁判所等への付添い支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施</p>

施策事業等	概要 ※第3期計画から転記	令和元年度の実施状況	令和2年度の実施状況
<p>②支援者、相談員等に対する研修等の実施</p>	<p>○県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援策全般について理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質向上を図ります。</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。</p>	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 1回 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 3市5回 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者、相談員等のスキルアップのための研修会を実施 1回 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 4回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 1回 <p>・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施</p> <p>・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施</p> <p>・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修 (書面開催含む) を実施</p> <p>・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施 (Skype等による開催含む)</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
	<p>③支援者、相談員等を支える取組の実施</p>	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。</p>	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回
<p>④支援ボランティア登録制度の運用</p>	<p>○支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。</p> <p>○普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。</p> <p>○「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：116名 (R2.3末現在) <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>受講者 23名</p> <p>○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：106名 (R3.3末現在) <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施</p>
	<p>⑤専門性の強化促進</p>	<p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属 (精神保健福祉センター・保健福祉事務所等) 職員の参加を促進します。</p>	<p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者 34名

令和3年度の実施状況	令和4年度の実施状況	令和5年度の実施予定
<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 「かならいん」相談員対象 1回 サポートステーション相談員対象 1回 <ul style="list-style-type: none"> ・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施 ・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修（書面開催含む）を実施 ・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施（Skype等による開催含む） <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回（オンライン開催） ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員を対象とした人権研修へ講師派遣 3回 ・市町村と協働で市町村職員等に対する研修を実施 4市4回 <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害支援者研修の実施 1回 ・相談・支援技術向上のための研修の実施 5回 ・メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修の実施 「かならいん」相談員対象 1回 サポートステーション相談員対象 1回 <ul style="list-style-type: none"> ・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・被害少年への支援について警察職員を対象とした研修会等を実施 ・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施 ・児童相談所新任研修等で、死亡事例検証等をテーマとした研修を実施（Skype等による開催含む） <p>○性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科の医療従事者等を対象とした研修 1回（オンライン開催） ・地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会 1回 	<p>○県職員や市町村職員等を対象とした各種研修の実施</p> <p>○支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各警察署等指定の被害者支援要員を対象とした研修会を実施 ・支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施 ・市町村DV担当職員及び女性相談員等への研修を実施 ・児童相談所新任研修等で、児童相談所業務や虐待対応の基本、ケースマネジメント等をテーマとした研修を実施 <p>○産婦人科の医療従事者等を対象とした研修会を実施</p> <p>○地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会を実施</p>
<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 ・サポートステーション相談員対象 1回 	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等（スーパーバイズ）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かならいん」相談員対象 1回 ・サポートステーション相談員対象 1回 	<p>○支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施</p>
<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：106名（R4.3末現在） <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <p>○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者：107名（R5.3末現在） <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>受講者 21名</p> <p>○市町村等と連携し、犯罪被害者等への生活支援を行うための検討を実施</p>	<p>○犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集とボランティア登録等を実施</p> <p>○登録ボランティアを対象にした研修を実施</p> <p>○「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討</p>
<p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者 62名 	<p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者 69名 	<p>○PTSD対策、思春期精神保健専門家養成のため、厚生労働省が委託実施している研修の案内を県域の各機関長あてに送付</p>